

津野町景観計画（改定案）に係るパブリックコメント（意見公募）の実施について

津野町では、豊かな自然景観、優れた伝統文化の保護を目的とした景観計画を平成20年に策定し、運用を行ってまいりましたが、年数の経過とともに新たな開発行為や、その他景観に係る条例・計画との齟齬が生じるなどの問題が発生しておりました。

このため、清流四万十川を有する近隣5市町が一体となって、景観計画の改定を予定しております。景観計画は、津野町の自然豊かな景観を守り、伝統を後世へ伝えていくため、大規模な開発行為や、景観を損ねる開発行為へのルールとなります。

景観計画改定にあたり、町民の皆様のご意見を参考とするためにパブリックコメントを実施します。計画に対する質問やご意見をお聞かせください。

【募集期間】

令和7年9月29日（月）～10月20日（月）

【計画案の閲覧方法】

津野町ホームページ・町民課（本庁舎1階）・建設課（西庁舎2階）

【意見の提出方法】

所定の意見提出用紙に記入の上、電子メール、ファックスで送付もしくは計画案閲覧場所のご意見箱への投函

【問い合わせ】

建設課 電話：0889-62-2314

【公表する（計画改定案）について】

本計画素案は、前文および第 1 章から第 11 章で構成されております。以下に、各章の内容について概説します。詳細については各章の本編（PDF）をご確認いただきご意見をお寄せください。

■表紙目次＜表紙目次＞

■前文＜1 から 2 ページ＞

- ・津野町における景観計画の考え方

■第 1 章 津野町の地域特性と歴史＜第 1 章 3 ページから 4 ページ＞

津野町は高知県中西部に位置し、四国カルスト天狗高原や四万十川源流などの豊かな自然景観および伝統文化を有する津野町の特性と歴史を記述しています

■第 2 章津野町における景観の特性と課題＜第 2 章 5 ページから 10 ページ＞

天狗高原、四万十川、新庄川および農村集落、市街地集落について特性と課題を記述しています。

■第 3 章津野町の景観形成に関する理念・目標＜第 3 章 11 ページから 12 ページ＞

- ・理念

「自然と歴史と文化が織り成す津野の景観づくり」

- ・基本目標

- 1 歴史ある風景や自然景観の保存を積極的に行います
- 2 良好な景観づくりのため環境美化に取り組み、快適な町づくりを行います
- 3 歴史と文化が息づく重要な樹木等の保存や育成に取り組み、伝統文化や芸能などの地域資源を利用した、観光交流の進行を図る
- 4 市街地における個性のある町並みの保存を図るとともに活力のある新しい市街地空間の整備に取り組む

■第 4 章景観計画区域＜第 4 章 13 ページから 16 ページ＞

- ・景観計画区域・区分

景観法に基づく景観計画一般区域・重点区域の指定方針と、指定範囲を示しています

■第5章良好な景観づくりの方針<第5章 17 ページから 26 ページ>

・基本方針

良好な景観づくりのための方針を示しています。

・既存計画との調和

四万十川条例や森林計画などの既存計画との連携について記述しています。

・景観特性ごとの良好な景観づくりの方針

四国カルスト天狗高原周辺、河川・水辺周辺、農村集落周辺、市街地周辺のそれぞれの地域にあわせた景観づくりの方針を示しています。

・重点地区別の良好な景観づくりの方針

13 箇所の景観重点地区について、各地区の特性と伝統文化、守るべき景観について記述しています。

・四万十川流域の文化的景観の保全・継承

四万十川流域の文化的景観および保存と継承について記述しています。

■第6章良好な景観形成のための行為の制限<第6章 27 ページから 43 ページ>

○景観法に基づく届け出対象となる行為について

津野町景観計画では、一定規模の建築、工作物設置、土地の開墾、山林の伐採などに届け出が必要となります。行為の内容や、一般地区・重点地区によって届け出の対象となる規模が決められています。

■第7章景観重要建造物および樹木の指定方針<第7章 44 ページから 45 ページ>

○景観重要建造物の指定方針

津野町内にある歴史、文化を有する建造物を、重要建造物に、歴史が深く地域に親しまれる樹木を景観重要樹木に指定しています。

■第8章景観重要公共施設の整備に関する事項<第8章 46 ページから 49 ページ>

○景観重要公共施設の整備に関する事項

公共施設の整備に関する基本方針が示されています。主に主要道路・橋梁・河川が景観重要公共施設に指定され、良好な景観を維持するための整備の方針を示しています。

■第9章屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項<第9章 50 ページから 51 ページ>

○屋外広告物について、津野町景観計画と高知県屋外広告物条例による広告物の制限について示しています。

■第10章景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項<第10章52ページ>
景観農業振興地域の、整備の必要が生じた際の方針を示しています。

■第11章その他の景観形成の取り組み<第11章53ページ>

- ・優良な景観建築物等の認定並びに表彰

新たに建築された建築物で特に良好な景観形成に資すると認めるものを認定・表彰します。

- ・自主的な地域づくり・景観づくり団体への支援措置等

良好な景観づくりを行おうとする地区等を提案団体として認定し、支援を行います。